

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ(所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ) 申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

(平成29年3月受付分) *印は寄付者意向により金額不記載

【金銭】

<福祉推進のために>

○及川 武様(花月町 179回) 5,000円 ○(公社)北見地方法人会女性部会様 30,000円

<故人が生前お世話になったため>

○小山 俊様(札幌市) 50,000円 ○大谷 スミ子様(留辺蘂町) 5,000円

○山下 清登様(留辺蘂町) 30,000円 ○匿名様(高栄東町) 200,000円

○千葉 貴男様(留辺蘂町) 20,000円 ○竹田 芳一様(南町) 10,000円

○佐藤 秀昭様(留辺蘂町) 10,000円 ○眞田 順一様(端野町) 30,000円

*江田 恭之様(常呂町)